

峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合の科学技術委員の峰崎でございます。昨年当選したばかりでございますので、どうかこれからよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、先日行われました中島科学技術庁長官の所信表明演説に対しまして質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、第一番目といたしまして、大臣が最初に指摘をされました、「新たな科学的知見を開拓し、次の世代の技術を培う創造的・基礎的研究の充実強化を図るとともに、科学技術振興基盤の整備を進める」、そういうことを主張され、「とりわけ、基礎的研究の推進については、世界に誇り得る卓越した研究所としての中核的研究拠点、いわゆるセンター・オブ・エクセレンスの育成を図る」ことなどを指摘されたわけでございます。大変すばらしいことであり、その実現について異存のないところでございますが、大臣、日本の基礎的研究の現状についてどのように認識をされ、それをどのように今後発展されようとされているのか、改めて御所見を承りたいわけでございます。

ちなみに、先日、私の友人で大学の関係者の人たちと懇談をする機会がございました。それらの方々は社会科学、人文科学の方ばかりでございましたけれども、自然科学の状況を含め、今日の大学を初めとする国立の試験研究機関の研究環境、自分たちの研究条件も含めて非常に貧弱であり劣悪であるということの指摘を受けたわけでございます。その改善方を迫られたことも含め、大臣の見解をまず求めておきたいと思っております。

国務大臣（中島衛君） 我が国の基礎研究の現状はどうかというようなお尋ねでありましたけれども、やはりアメリカを初めとする世界各国で我が国より基礎研究のすぐれていた国があったと思えますし、現在もあると思えます。日本もこれから研究基盤、施設等を充実して、今先生のお話のありました大学や国の研究機関等の施設設備等を充実して基礎研究の強化をしてまいらなければならないというように思っております。

我が国の基礎研究をこれまで以上に強化していくためには、基礎研究を強力にリードする拠点として、国内外の優秀な研究者を誘引するような研究環境を有し、世界に向けてすぐれた研究成果を発信するセンター・オブ・エクセレンスを国内に育成していく必要があると思えます。このため科学技術庁におきましては、平成五年度より科学技術振興調整費を活用して我が国にセンター・オブ・エクセレンスの育成を図ることといたしておるわけでありまして、今後ともこの施策を初め基礎研究推進のための制度の充実強化を図り、基礎研究の推進に努力してまいりたいと思っております。

峰崎直樹君 さて、平成四年度の科学技術白書を読ませていただいたわけでございますが、昭和五十九年度の科学技術会議が出されました第十一号答申、これに基づいて平成二

年度目標、対G N P三%目標、これは自然科学の分野だけだというふうに思いますが、この研究費予算について対G N P三%目標を達成したというふうに言われているわけですが、この白書を読みますと、自然科学だけを見ますと二・七七%という数字になっておるわけでありまして、三%の目標に対して二・七七%で実は平成二年に達成したと言うこの根拠は一体どこにあるのか。日本のG N Pは恐らく四百数十兆円に達していると思いますが、三%と二・七七%の差〇・二三%というのはこれは大変巨大な金額になるわけでございます。もちろんこれは政府だけでなく、圧倒的に民間が多い金額でございますが、この点について御所見をお伺いしたいと思えます。

政府委員（長田英機君） パーセンテージの問題についてお答えいたします。

十一号答申におきましては、G N Pということではなくしてナショナルインカム、国民所得に対して三%というふうにたしか言っていたように記憶をしております。そうしますと、今自然科学をとりますとG N P比では二・七七%、一九九一年でございますが、対国民所得比は三・五四%になっておりまして、この目標は一応関係の方々の努力で達成されたと、こういうふうに考えているわけでございます。

峰崎直樹君 それでは、この予算の科学研究費、科学技術関係の基礎的な研究費の問題についてもう少しお伺いしてみたいと思うんです。

昨年四月に閣議決定されました科学技術大綱に基づいて我が国の科学技術政策が進められていると思うんですが、その中で人材の養成確保、これは主として大学だというふうに思いますが、そのほか研究組織の整備あるいは教育研究費の充実についてどのようにこの科学技術大綱に基づいて努力をされているのか。あるいは国立試験研究機関などにおける処遇や研究環境の改善も提起をされているわけですが、その点について、具体的な改善方策についてお聞きしたいわけ
であります。

その際、実は研究開発投資の拡充の必要性を強調されている中で、「政府の研究開発投資額をできるだけ早期に倍増するように努める。」と、こうあるわけでございます。これは昨年の四月の衆議院における科学技術委員会における同僚の秋葉委員の質問の中でもあったのでございますが、何年という年度については、その中においても三年であるとか五年であるとか十五年であるとか、あるいは財政事情などを加味してとあったわけでございますが、この点についてはその後明確になったのかどうなのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思えます。

説明員（長谷川正明君） ただいま大学の状況についての御質問がございましたので、私からお答えをさせていただきます。

先ほど御指摘されましたとおり、我が国における科学技術振興、その場合大学が果たし

ている役割というのは、まさに学術研究、基礎科学の基盤をなし、かつその最大の使命といたしまして、常に若い研究者を育成しながら研究活動を続けていくという基本的なかつ重要な使命を持っているわけでございます。

そういう観点から、特に大学における研究環境の悪化と申しますか、研究条件の非常に憂慮すべき状況というのが一昨年来大変大きく内外で取り上げられまして御心配をいただいたところでございます。そういうことが大きく反映をいたしまして、今先生がメンションされました昨年の科学技術政策大綱等にも科学技術予算を初めと申します研究予算の充実ということが指摘されておりまして、これを踏まえ、また文部省の学術審議会から昨年の七月、二十一世紀を展望する学術振興施策につきまして御答申をいただきました。

この中にも、特に学術研究環境、今御指摘の大学における施設あるいは設備の状況の改善、それから研究費の拡充というようなことが指摘をされまして、施設、設備について来年度予算の中で、施設については前年度比六%余り、一千八十九億程度の予算を確保し、また設備につきましては、特に大学における研究設備の老朽化あるいはそれが大変使いにくくなったというような状況を改善するというところで、特に来年度は研究のための設備ということに限定しても二五%余りの増の予算を計上したところでございます。

さらに、最も基盤的な研究費でございます科学技術研究費補助金につきましては、対前年度費九十億、パーセンテージで申し上げますと一三・九%ですけれども、七百三十六億という、ここ十年間なかったような、率にしてももちろん絶対額にしても大きな金額の増額をなすべく、今国会で御審議をいただいております予算に計上したところでございます。

さらに、人材養成の話も出ましたので、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、私ども文部省といたしましても人材養成というのは最も重要な事項、先ほど触れたとおりでございます。そういう観点から、特に大学における研究者がなかなか大学の研究環境がよろしくないということで民間企業等に出ていってしまうという状況は大学の力を大変弱める。これは将来の我が国の産業界を含めた科学技術全般に大きな影響を及ぼしますので、大学への研究者の確保ということを最大の重点といたしまして、来年度予算では、そのための事業であります特別研究員という制度がございますが、これはドクターコースあるいはドクターを終えて一本立ちした研究者の若い優秀な才能の方々に大学の世界にとどまってもらって二年ないし三年研究に専念をしていただく、こういう制度ですけれども、来年度におきましてはこれを千三百人から千七百人と四百人の拡充、これも先ほどの科学技術研究費と同様これまでにない大幅な拡充を予算上確保し、予算に計上しておるということでございまして、今申し上げましたとおり主要な施策につきましては、科学技術政策大綱を踏まえて格段の努力をしておるところでございます。

政府委員（長田英機君） 私の方から研究開発投資の問題についてお答えいたしたいと思えます。

先生が御指摘されましたように、基礎研究が非常に重要になって、これから大いにやっ

ていかなきゃならないわけでございますけれども、基礎研究ということになりますと、やっぱりどうしても国の研究開発投資、民間というよりも国の投資が非常に重要になって、これをふやしていかなければなりません。こういう考え方にのっとりまして、科学技術政策大綱で、読んでみますと、「時々々の財政事情等を踏まえつつ、政府の研究開発投資額をできるだけ早期に倍増するように努める。」、こういうふうに記載されているわけでございます。

先生御質問の、これは何年か何とか決められないのかということ、非常にお気持ちはよくわかるんですが、今申し上げましたように時々々の財政事情とか科学技術のいろいろな進歩の度合いとか、そういうようなものをいろいろ考えてみますと、なかなか何年というふうにするのは難しいわけございまして、ただ具体的な期間は決まっておりますが、とにかくできるだけ早いこうということで予算をふやしていこうという決意でございます。

こういう点から、例えば平成五年度、国会に今提出しております予算の案によりましては、科学技術振興費は八・五%伸びておりまして、一般の歳出は三二%でございますから、それと比べていただきますと、苦しい財政事情の中でいろいろ財政当局に配慮してもらっていることは事実だと思います。ですが、これだけで十分ということではもちろんございませんで、これからも将来に向かって予算の増額に一生懸命取り組んでまいりたいと思うわけでございます。

峰崎直樹君 今財政の問題が出まして、文部省の方からも努力をしているということですが、もともと低いところで、これを何年という計画がないと、その数字の根拠といいますが、やっぱり伸ばしているなどというのはなかなか難しいんですけれども。

ちょっと私視点を変えて、財政の問題がありましたから、きょうは大蔵省の人を呼んでいるわけではありませんが、できればこれは長官に答えていただければ一番いいんですけれども、実はこれまでよく赤字国債の論議で、建設国債なら将来に資産を残すからいいんで、赤字国債はだめだというような議論が昨今非常にあるわけでございます。今景気の問題をめぐって、私もここで景気論争するつもりはないんですけれども、しかし、最近人的資本ということがよく言われるようになりました。つまり、人材及び基礎的な研究というのは、これは将来必ず利益を生み出すといいますが、資本といえば利益を生み出すということなんですが、そういう意味で、基礎研究あるいは人的投資といったようなものについては投資的経費という考え方をやはりもうとるべきではないのか。アメリカでは実はもう既にそういう考え方がとられているやに聞いているわけでございます。

ひとつこの点について、今ちょっとこの数字をとある学者の方が研究しておられましたけれども、そういう形で九二年度当初予算における投資的経費を引っ張り出すと公共事業関係費が八・二兆円だそうです。これはG N P比一・七%。R アンド D 投資、民間ももちろん含めてですが、これが五千億。そして文部省関係の予算、教育訓練費用、これが五・

四兆円で、合わせて十四・一兆円。これはG N Pの約三％に相当するということで、そうすると公共事業関係を除いた費用が一・三％。これについては国債を増発したって構わないんじゃないかと。つまり、それぐらいやはりもう強化をして、必ず将来これは日本の発展のためになるよ、こういう観点を私は持つべきじゃないかと思っているんですが、長官、もしこの点について意見があればお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（中島衛君） 今峰崎先生から重要な提起があったと思います。私は財政の専門家ではありませんからはっきりしたことは申し上げられないんですが、今までの建設公債、これは将来の子孫に財産が残るんだから負担してもいいだろうということで公共事業を中心とした社会資本整備に建設公債が充てられてきたと思うんですけども、今の財政法やその他ではそれ以上のことができないのかもしれませんが、今先生のおっしゃった人的投資とか、それからもっと狭く言えば国立大学とか国立研究所の施設の充実とか、そういうものを公共投資に含めたらどうかというようなお話、それに建設国債の発行を充ててもいいじゃないかというようなお話だったと思いますが、私も十分それは価値のある発言だし、検討に値するものだというように思います。

今の法律に完全に詳しいわけじゃありませんから、まことに申しわけないんではっきりしたことは言えませんけれども、そういう考え方は当然あっていいと思いますから、これから財政当局にも検討していただいて、我々も考えていかなきゃならぬ課題じゃないかというように思っております。

峰崎直樹君 ちなみに、わかればでよろしいんですけども、国立大学の、自然科学系統だけでも構いませんが、古い施設、設備、これを今一挙に直そうというふうになさった場合にはこれはどの程度の金額が必要とされるのか。そういう見積もりなどはとられたことはないのかどうなのか、ちょっと念のためにお聞きしておきたいと思います、

と申しますのは、今の景気刺激政策、なかなか浮揚していないんですけども、やはり需要が足りないというよりも何か供給が多過ぎるような状況で、本当に需要面における拡大をどういう分野で図っていったらいいのかという点を非常にこれからは考えていかなきゃいけない時代に入るんじゃないかと私は思いますので、そういう教育訓練、こういった点における需要というものも大変大きいんじゃないだろうかと考えていますので、もしわかれば教えていただきたいと思います。

説明員（長谷川正明君） ただいま先生の御指摘の点ですけれども、国立学校の施設の関係で、例えばどのぐらいのものがどのぐらいの年数を経過した建物になっておるかということでございますけれども、三十年以上経過したものの面積が全体の約二〇％弱、これを二十年以上経過しているということまで下げますと、全体の四五％が二十年以上経過

しております。そのうちどの程度のものが研究あるいは教育に支障が出ているかということはいろんなとらえ方があろうかと思えます。

ただいま厳密な数字は持ってありませんで、どのくらい全部にかかるかということはちょっと申し上げかねますけれども、少なくとも昨年度から国立学校特別会計の中に、一まさにそういう狭隘化、老朽化に対応するための特別な経費といたしまして特別施設整備事業というのを設定いたしましたして、昨年度から毎年二百億円ずつそういう特別な老朽化対策だけに振り向けていこうと。これで一千億、五年間で建てるという計画でとりあえず走り出しておりますけれども、先ほど申し上げました全体で二十年以上のものが四五%に上るなんていうことを考えますと、まだこれではとても十分とは言えないということをはっきりしておりますして、そういうことでこれ大変大事な問題です。私どもとしても、さらに緻密な調査をし、必要な予算要求その他関係省庁ともよく御相談をしながら対応してまいりたい、こんなふうに考えております。

峰崎直樹君 この点、本当に自然科学にせよ、もっと言えば社会科学もそうなんでしょうけれども、大学等試験研究機関におられる方々の御意向を十分踏まえて調査をしていただきたいと思えます。

そして、私は何よりもこの基礎研究の問題は、日米経済摩擦あるいは世界の中で今日本が果たすべき役割という観点からしたときに、どうも基礎研究を外国から借りてきて応用研究などに、産業開発、そういったところに日本は、最終的には輸出に特化をするところにおいて、そのことが大変大きな経済的な発展を生んだわけではありますが、今大きな矛盾にもぶつかっていると思えます。

その意味で、日本が国際社会の中で大きな役割を果たさなきゃいけない。これは科学技術政策の、中島長官もおっしゃられたとおりでございますので、基礎研究の充実強化を進めて、私はできればこういう科学技術、基礎的な科学技術というのは国際公共財だというような位置づけも含めてこれから発展をさせていただきたい。そのことを要望して、この質問はとりあえず終わらせていただきたいと思うわけでございます。

実はそのことと関連して、昨年私はまだ議員でなかったわけでございますが、研究交流促進法というのが五月に一部改正が行われたようでございますが、そこで改正された内容、制度的には国家公務員法の改正を初めとして大変大きな制度改正だったと思うんであります。そこでお聞きしたいんであります。まだ半年足らずでございますが、この間どのような成果が上がったのか。例えば、任期つき任用制度に応じる研究者、これは一体何人いたんだろうとか、あるいは国際的に共同研究に係る特許権というものの成果の特例を認めるような事例があったのか、そういった点について、事例がございましたら実態を報告していただきたいと思えます。

政府委員（笹谷勇君） 先生今お話しがあったとおり、研究交流促進法は昨年の四月に

国会を経まして、実は七月に施行されたばかりでございます。したがって、まだ半年ばかりでございます、追加された事項につきましては全般的に見ますとまだ実績が上がっているところではございません。しかし、個々のそれぞれについて見ますと、私どもとしても、いろいろこの交流法改正の趣旨を踏まえまして、研究交流が着実に進展するような行政施策をとっているところでございます。

ちなみに、今国会にお願いしております新技術事業団法の一部改正も、研究交流を着実に推進してまいりたい、こういう観点からお願いしているわけでございます。

以上でございます。

峰崎直樹君 まだ本当に半年不足ですから数字が上がってきていないという言葉を感じたいわけですが、しかし本当にそのように国立の試験研究機関やあるいは大学、この制度が本当に魅力あるものになっているような実態にあるのかどうか、あるいはそういうようなレベルに試験研究環境などがあるのかどうか。そういった点について、実は先ほど科学技術庁長官もおっしゃられますように、そのレベルが非常に低いということでなかなか上がってきていないんじゃないかなというふうにちょっと邪推をしたくなるような、そういった面もございますので、この点は引き続き来年あるいは再来年、制度が着実に前進するように私どもも見守っていきたいというふうに思いますので、その後また質問を継続させていただきたいと思うわけでございます。

さて、この法律の改正の論議の際に、きょうも御出席なさっています私どもの先輩の穂山委員の方から、この研究交流促進法に防衛庁の技術研究所も入れて実はその論議をされ、この防衛庁の技術研究所というのはちょっとなじまないんじゃないのかというような疑問を提起され、政府の統一見解を求めたいと、こういうことで前回審議をされているわけでございますが、附帯決議との関係もあると思いますが、この点もうなされたのかどうか、もしあればお聞きしたいと思います。

政府委員（笹谷勇君） 昨年四月の交流法改正時の附帯決議でございますが、衆参それぞれ附帯決議をいただいて、我々その解決に向けていろいろ努力をしているわけでございます。項目といたしましては八つほどございます。先生御指摘ございました防衛庁云々という附帯決議上の表現は必ずしもダイレクトに出していないわけでございまして、個々の附帯決議につきましてはそれぞれ努力している最中でございます。

で、職務専念義務の免除による研究集会の参加、こういう改正もございましたが、その実績で申し上げますと、参加者は防衛庁につきましては国内については九百九十一名、延べでございますが、外国は五十四名、合計千四十五名がこの研究集会へ職務専念義務免除に基づいて派遣されているという実績がございます。

峰崎直樹君 どうもちょっと質問の趣旨が私の方もはっきりしなかったのかなと思います。

研究交流法で各省庁の試験研究機関の中に防衛庁の研究機関一から五まで入っている。それも含めて民間との研究交流だとかあるいは国際的な研究交流ということになると、日本国の平和憲法の精神と申しますか、そういうものから逸脱するような研究といったようなことも含めて出てくるんじゃないかということで、どうも研究交流法にこれはなじまないんじゃないかということで、防衛庁の研究機関が入っていることについていかがかな、こういったような趣旨の質問で、政府から統一見解を示すというようなお約束だったように思うんで、その点を実は一番聞きたかったわけですが、もし明確であればお聞かせ願いたいと思います。

政府委員（笹谷勇君） 前回の議事録によりますと、純軍事的な研究はこの制度の中でやることは考えていない、関与しないというようなことでお答えしているようでございます。専ら軍事にかかわる研究については予定していないということで当時議論されたと思えます。

峰崎直樹君 時間の関係がありますので先に飛びますが、くれぐれも日本国憲法の精神にのっとり、平和的利用という附帯決議もございまして、その点についてのきちんとした把握をお願い申し上げたいというふうに思うわけでございます。

さて、地震の問題について少しお聞きしたいというふうに思います。

科学技術庁の中にも地震予知についての研究体制ということで、首都圏直下型地震予知のための広域深部観測施設整備を打ち出されているわけでございます。首都圏地域に大規模な地震が発生すれば、その与える影響は本当に甚大なものがあり、その整備は急務だというふうに思います。ただ、日本は大変地震の多い国でありまして、私の住んでいます北海道も、ことし一月の釧路地震に見られますように極めて大規模な地震が多く発生している地域であります。このような地域に対する地震の予知についての研究は一体どのように進められているのか。

そして関東及び東海のこの二地域に大変手厚い観測体制がしかれておるわけですが、北海道はもちろん、東北の三陸沿岸なども大変地震の多発地帯でございますし、大規模な地震が頻発をしているわけでございますので、そういったところにも地震の観測体制あるいは予知のための研究制度というものをもっと強くしてもらえないだろうかという要望が現地からも出てきているわけでございます。その点についてお伺いしたいと思います。

政府委員（石井敏弘君） ただいま地震予知の研究体制のお話がございました。先生御指摘のとおり、地震は一たび発生いたしますと、人命はもちろん社会経済に大きな影響を

与えるものでございまして、いわゆる地震国である我が国にとって地震予知ということは極めて重要な意味を持っており、かように認識いたしておりますが、現在のところ、いわゆる東海地震、M八クラスの東海地震と言われる地震以外のものにつきましては、予知というものについては現在の科学技術の水準をもってしては大変難しいというのが現状でございます。

私どもといたしましては、現在の科学技術の水準では非常に難しいという認識を持っておりますが、地震予知ということにつきましては、測地学審議会建議の第六次地震予知計画の趣旨に沿いまして、科学技術庁の防災科学技術研究所あるいは気象庁、国土地理院等の政府関係機関、さらには国立大学といったような機関の緊密な協力のもとに、微小地震の観測あるいは大中小地震の観測、地殻変動観測等の観測研究等をそれぞれ特色を生かしつつ実施しておるといところでございます。また、これらから得られた観測データにつきましては、地震予知連絡会に集中されて専門家による総合的な判断がなされるというような体制になっておるわけでございます。私どもといたしましても、今後ともこのような専門家の評価も踏まえまして、長期的予知あるいは短期的予知に有効な観測研究の充実強化に取り組んでいきたい、かように考えておるところでございます。

また、北海道あるいは東北といったような点の御指摘もございました。このような点につきましては、確かに北海道の太平洋沿岸といえますのは太平洋プレートの沈み込みに伴います地震活動の活発なところでございます。このようなことを踏まえまして、地震予知連絡会の判断に基づきまして北海道の太平洋沿岸の一部でございます北海道東部は特定観測地域に指定されておまして、関係諸機関におきまして地殻変動、検潮等の各種観測が実施されておるところでございます。

今後とも地震予知の実用化に向けて、大変難しい研究開発ではございますが、関係機関の緊密な協力のもとに、長期的予知あるいは短期的予知に有効な観測研究のより一層の充実等を行い、地震予知体制の一層の充実を図っていくべく努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

峰崎直樹君 もう予定の時刻は完全にオーバーしてしまいましたので終わりたいと思うんですが、私ども、北海道大学の先生方ともこの地震予知体制の問題で、この釧路沖地震に際してお聞きしたことがあるわけでございますが、前々からこの北海道の地域において、こう地下に掘って、そしてケーブルで地震を探查するといえますか予知するというか、ちょっと私正確な表現を今存じておりませんが、そういうことを要求してきていたんだ、そのやさきにこの事故が起きてしまったというような意見も聞いておりますので、今後ともこの地域に対する観測の強化にぜひとも努めていただきたい。

そして、本当は幌延問題もお聞きしたかったわけでございますが、これはもう原子力局長よく御存じのように、あるいは大臣もよく御存じのように、北海道の幌延問題、私どもも本当に、北海道は知事を先頭にしてこの問題、誘致に対しては反対であると。道議会の

決議なども持っております。時間がないので詳しい内容は省きたいと思いますが、ひとつそういう観点で、これからも我々としては運動も起こしていきたい、そのことを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。